

わたしたちの市町村の

交通災害共済

に加入しましょう

掛金

(1人年額)

400円

中学生までは

200円

最高

160万円の
見舞金



思わぬ事故に備えて、少ない掛金で大きな保証!

信濃町役場からのお知らせ

- 役場窓口でも加入申込みの手続きができます。
- 中学生以下の方は町負担で加入しますので、掛金は不要です。
- 見舞金は、入院・通院2日目から請求対象になります。
- 加入や見舞金の請求等に関しては、役場総務課庶務係までお問合せください。

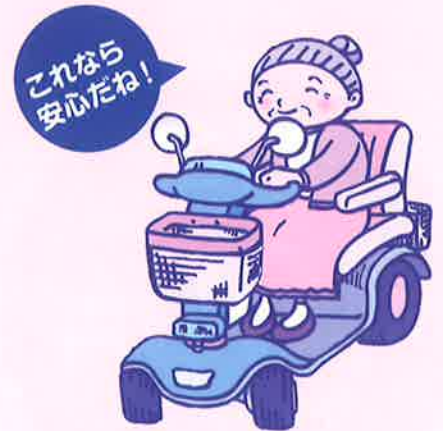
お問合せ先：信濃町役場 総務課庶務係 電話255-3111

交通災害共済に 加入しましょう



交通事故は、いつどこで自分の身、家族にふりかかってくるかわかりません。交通事故にあわれた方を救済するために、皆さんと市町村が一体となって助け合うことを目的としたのがこの交通災害共済制度です。

加入できる人は東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡の市町村に住民登録をしている人なら、いつでもどなたでも加入できます。また、大学生などの被扶養者で、就学のため自宅から離れて居住し、住所を移して出られている方も加入できます。



- 加入申込にあたっては、個人情報の漏えいがないよう努めておりますので、取扱いに関してお手数をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
- 加入申込書は電算機による自動打ち出しを行っておりますが、都合により自動打ち出しを希望されない方は、市役所・町村役場交通災害共済係までご相談ください。

入院・通院2日目から!

自転車（小児用三輪車も含む）や高齢者用の電動カートの自損事故も支給対象となります。請求をお忘れなく！



お申し込みについて

各市町村によって加入方法が異なりますので、市役所・町村役場の担当課までお問い合わせください。

掛金と共済対象期間

掛金：1人年額400円（乳幼児、小、中学生は200円）

共済対象期間：共済の適用は、市町村の加入基準日から1年間

中途加入：市町村の加入基準日から3カ月を過ぎて加入する場合は掛金が減額されます。

見舞金の支払われる事故

- ・国内の道路上を**運行中**の自動車、バイク、ガーデントラクター、自転車、車いす、小児用三輪車、電動カート等による人身事故。
- ・電車などに乗っていて、衝突、転落、転倒などによる事故。
- ・歩行中、上記の車などによって事故にあった時は、事故の内容によって下記の見舞金が支払われます。

支払見舞金

交通災害区分	共済見舞金の額
死亡の場合	1,600,000円
入院1日あたり	2,000円
通院1日あたり	1,000円
基礎見舞金	20,000円
障害者（1～2級）となられたとき上記のほかに	1,000,000円
障害者（3級）となられたとき上記のほかに	600,000円
障害者（4級）となられたとき上記のほかに	250,000円
ギプス（シーネ固定・コルセット等、自分で取り外しのできるものは除く。）・整復固定術にボルト固定した場合、限度額の範囲内で上記のほかに（入院治療は除く）	一律 20,000円

(注) この表については、次のように計算します。

- (1) 入院・通院・基礎見舞金については、2日以上の入通院が支給対象となります。
(1日だけの通院は支払われません)
- (2) 基礎見舞金20,000円に入・通院の金額が加算されます。
- (3) 傷害の支給限度額は400,000円です。
 - 軽車両（自転車・小児用三輪車のみ）の自損事故（自動車安全運転センター発行の交通事故証明書のないもの）の傷害見舞金は80,000円を限度とし、死亡にあつては800,000円を限度額とします。
- (4) はり、きゅう、マッサージなどの健康保険適用外治療は主治医師の同意書がある場合のみ共済見舞金を支払います。
- (5) 共済見舞金の他に原本に限り、交通事故証明書540円、診断書にあつては、3,000円を限度として実費を支払います。(診断書料の領収証の写しが必要です。)ただし、各1通を限度とします。
- (6) 同じ日に2回以上の診療があつても1回とみなします。

交通事故が発生したら

交通事故にあつた場合、できるだけ早く市役所・町村役場の交通災害共済係に事故の報告をし、請求の相談をしてください。



見舞金の請求

交通事故にあつたら、自動車安全運転センターの交通事故証明書（交通事故証明書がとれない場合は市町村長による証明）、医師又は柔道整復師の交通共済診断書を添えて、交通事故による災害を受けた日から2年以内に、市役所・町村役場の交通災害共済係に請求してください。



対象とならない事故

- ◆自殺、飲酒運転、無免許運転等による事故は見舞金の支払いができません。又、天災、重大な過失、交通違反等による事故は見舞金の支払が制限されます。
- ◆電動カーの見舞金制度は、高齢者の皆様や身体の不自由な方のための制度ですので、明らかに対象外とされる方の事故にあつては、見舞金の支払いができません。
- ◆歩行中、車・バイク等にまったく関係なく、石などにつまずいて転倒した等の事故は、見舞金の支払いができません。

★申込み・交通事故が発生した場合のご相談は市役所、町村役場の交通災害共済係へ詳しくはお住まいの市役所・町村役場窓口へお問い合わせください。

東 御 市 役 所	生 活 環 境 課	TEL.0268-64-5896
小 海 町 役 場	町 民 課	TEL.0267-92-2525
佐 久 穂 町 役 場	総 務 課	TEL.0267-86-2525
川 上 村 役 場	総 務 課	TEL.0267-97-2121
南 牧 村 役 場	総 務 課	TEL.0267-96-2211
南 相 木 村 役 場	総 務 課	TEL.0267-78-2121
北 相 木 村 役 場	総 務 企 画 課	TEL.0267-77-2111
軽 井 沢 町 役 場	生 活 環 境 課	TEL.0267-45-8556
御 代 田 町 役 場	総 務 課	TEL.0267-32-3111
立 科 町 役 場	総 務 課	TEL.0267-56-2311
長 和 町 役 場	町 民 福 祉 課	TEL.0268-68-3111
青 木 村 役 場	総 務 企 画 課	TEL.0268-49-0111
坂 城 町 役 場	住 民 環 境 課	TEL.0268-82-3111
小 布 施 町 役 場	建 設 水 道 課	TEL.026-247-3111
高 山 村 役 場	村 民 生 活 課	TEL.026-245-1100
山 ノ 内 町 役 場	健 康 福 祉 課	TEL.0269-33-3116
木 島 平 村 役 場	総 務 課	TEL.0269-82-3111
野 沢 温 泉 村 役 場	民 生 課	TEL.0269-85-3112
信 濃 町 役 場	総 務 課	TEL.026-255-3111
飯 綱 町 役 場	総 務 課	TEL.026-253-2511
小 川 村 役 場	総 務 課	TEL.026-269-2323
栄 村 役 場	総 務 課	TEL.0269-87-3112

東北信市町村交通災害共済事務組合事務局

〒380-0871 長野市西長野加茂北143-8 長野県自治会館3階 TEL.026-234-8018